

平成23年度第1回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成23年 5月31日(水) 13:00~15:30		
開催場所	徳島市役所 6階 入札控室		
出席者	委員会	井上委員長、長地委員、成行委員、野村委員	
	徳島市	土木部副部長兼土木政策課長 水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札		2件
	指名競争入札		5件
	随意契約		3件
	合計		10件

議事概要

委 員		徳 島 市	
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について			
		1 対象期間 (H22. 10. 1~H23. 3. 31)の発注工事について	
審議 1 <一般競争入札>新町幼稚園園舎耐震補強工事 (教育総務課)			
◇ 辞退が2社あるが理由は分かりますか。また失格が多いのはなぜですか。	◆	失格が多い件については、本市の最低制限価格が計算方法が入札参加者の平均応札額と予定価格を基に算出しているため、低価格で入札した業者が最低制限価格を下回ることがあります。 辞退理由については、1社が予定していた技術者が別の工事の担当となったため、もう1社は積算金額が折り合わなかったためとなっています。 この最低制限価格の制度には問題があると思っている。県が制度変えたため本市も現行制度に変えた経緯があるが、県は今年から元の積み上げ方式に戻しており、今後市としても検討していきたいと考えています。	
◇ どういう組織で検討するのですか。	◆	まず内部で検討をして、その後、みなさんに話をさせていただくことになります。	
◇ 業者側にすればころころと変わるの負担が大きい。最初にこの制度に変えた時の理由を反映できるのか。	◆	最低制限価格を事前公表していたこともあり、最低制限価格に集中し、クジによる決定が増えたことから県は制度を変更したが、急に今年から元の積み上げ方式に戻している。県は制度を変えて5年目で元に戻したが、本市は制度を変えてからまだ3年目であり、今すぐに変えるの難しいと思う。しかし、低い額で応札できる業者があるのに高い業者と契約することになるのは問題があると思われるので、何らかの見直しが必要だと考えている。このため、県の新しい制度の運用状況に注視していきたい。	
◇ 最低制限価格の計算方法は22年5月に変えていますね。	◆	千円未満を切り捨てにしていたのを1円単位に変えました。また建築工事では変えていませんが、土木工事とコンサルでは率も変えました。	

◇ 県が変えたという積み上げ方式とはどういったものか。

◇ 要は平均入札額を反映させるかどうかということですか。

◇ 今の方式では0.9を掛けていますが根拠はあるのですか。

◇ 一番いいのは積み上げ方式ではないのですか。

◇ よく検討していい案を出してほしい。

◆ 直接工事費が何%、現場管理費が何%、一般管理費が何%といった形で計算していく方式です。

最低制限価格が事前公表されるようになったこと、またここ数年工事の件数が減ってきたため、最低制限価格で応札する業者が増え、クジによる決定が増えたため問題があるとの国の指導をうけ、県が今の制度に変更し、2年後に本市が変更した経緯があります。今後、市として検討するとしても事前公表+ α で考えています。積み上げ方式+可変率といったことを考えているが何%にするかが難しい。

◆ 5%ぐらいの幅があり、下すぎても上すぎても取れない。市として検討するとしても事前公表+ α で考えている。積み上げ方式+可変幅(何%)といったことを考えているが何%にするかが難しい。

◆ 国の基準で上限が決められています。0.9~0.7ですが、下は市が積み上げ方式で計算したら85%ぐらいであったことから上限幅の90%としました。

◆ 積み上げ方式で誰もわからないようにするのがいい。今は予定価格=設計価格であり、すぐに業者にわかってしまう。県はこれを防止するため、職員に中身を聞きにいけば指名停止にするなどの項目を入れている。

審議 2 <指名競争入札>東部環境事業所業務課車両事務所等改修電気工事

(東部業務課)

◇ これも辞退が多い案件であるが、理由は把握していますか。

◇ 失格があるのは最低制限価格によるものですか。

◇ これも2極化していますが何か理由があるのですか。

◇ 1社だけではなく、複数社が低い金額で応札しているということはその金額で十分できるということではないのですか。

◇ 11業者を指名しながら実際に競争したのは4社しかない。そうなれば結局何をしてもこのような極端な例しか出てこないのではないのですか。

◆ 指名なので理由は把握していませんが、昨年からの電気関係はなぜか辞退が多いです。今回もそんなに特殊な工事だとは思えないが辞退が多かった。

◆ これも先程と同様の計算で最低制限価格を決めているため、低い価格で入札すれば最低制限価格を下回る可能性があります。

◆ たまたま審査の対象になっただけです。落札率の高い案件を選べば、このような2極化した案件になります。これは最低制限価格により、下のグループが失格になり上のグループが落札した結果こうした高い落札率となったものです。

◆ そこここの制度の問題点だと考えています。

◆ このケースについてはそうですが、全てがこのような例ではありません。難しい工事では業者によっては嫌がるものもありますが、この工事は270万円ぐらいであり、そう難しい工事とは思えませんが理由はわかりません。

◇ 指名業者は何社くらいありますか。	◆ 指名はCランクの業者でA、Bに分かれていてそれぞれ11社前後の計20数社です。さらにその上にAランク、Bランクの業者ありますが、1000万円以上が対象となります。
◇ 辞退すればペナルティーはあるのですか。	◆ 指名の場合はありません。なお、一般の場合もペナルティーはありませんが、辞退の理由を書いてもらっています。
◇ 話し合いをして辞退をしているのではないかと懸念がある。	◆ 他の案件ではそうでもなかったことから、今回はたまたまだと考えています。

審議 3 <指名競争入札>体操センター床改修工事

(スポーツ振興課)

◇ これも見事に10社辞退していますね。	◆ これは日本体操協会の認定基準を満たす床を作るといふ少し特殊な工事であったためと思われます。
◇ そんなに特殊な工事なのですか。体操協会の公式な競技ができる床ということですか。	◆ 従来はスポンジの床でしたが、老朽化したことから、公式な競技で使われているスプリングマットに変えることになったものです。
◇ 体操協会の認定を受けるのですか。	◆ 受けます。
◇ ここまでくると業者の選定基準が誤りだったのではないですか。	◆ 結果としてそのとおりだと思います。認定といったことがありましたが、そんなに特殊だとは思っていませんでした。また、金額的に特Aの業者を選びづらかったというのもあります。
◇ 万が一この業者も辞退していたらどうしたのですか。	◆ 中止し、再募集することになります。
◇ 特殊な工法ということで随意契約ということは考えなかったのですか	◆ そんなに特殊な工事だとは思わなかった。実際今回下請けでメインに施工した業者は市内業者であった。
◇ 認定の検査は受けたのですか	◆ 検査とかではなく、認定を受けたオフィシャル規格の資材を使えばいいということになっています。
◇ 実際に検査とかはしなかったのですか。	◆ 認定を受けたメーカーが設置することで、基準を満たしているということになっています。

審議 4 <随意契約>東部環境事業所し尿処理施設補修工事

(東部施設課)

◇ この業者は当初建築をした業者ですか。	◆ 当初建築をした業者からメンテナンス業務を引き継いだ子会社です。 この案件は、10月に一般公告をしましたが1社しか応募がありませんでした。しかし、実績等が必要であり、これ以上条件を下げられないことから、この業者と随意契約をしました。
◇ 下請けは県内企業としているのですか。	◆ 基本的には市内業者ということにしていますが、この案件のような特殊な工事だと県外の業者になるのもやむを得ないと考えています。
◇ この業者がその後のメンテナンスもするのか。期間はいつまでですか。	◆ 性能保証という面ではあります。期間は1年です。

◇ メンテナンスの報告はあがってくるのか。	◆ 報告は特に求めていません。
◇ 上手くいっているかどうかは現場が判断するということか。	◆ そのとおりです。
◇ 随意契約の契約金額については、予定価格の何%といった計算をしているのですか。	◆ 過去5年間の同種の工事の平均で計算しています。今回は清掃施設なので予定価格の93.2%以下の金額となっています。
◇ 契約保証金が免除となっていますが、どこかの会社の保証がついているのですか。	◆ この欄に金額が記載されるのは現金、銀行、西日本保証等の場合であり、損害保険会社の場合は免除と書くことになっています。今回は損保会社の公共工事の履行保証保険による保証のため免除と記載されています。 なお、本市が契約保証を取らないのは300万円以下の場合です。
◇ どの損保会社を使ったかの報告はあるのですか。	◆ 保険証書を貰っています。
◇ 財源は市単ですか。	◆ 市単です。

審議 5 <指名競争入札>国府分団詰所改築工事構造設計業務

(消防局総務課)

◇ これも最低制限価格は同じ計算方法ですか。	◆ 率は違いますが計算方法は同じです。
◇ 3社が予定価格と同額ですが・・・。	◆ 構造設計の専門の業者が登録業者で6社しかなく、うち指名は5社と限られており、各社とも耐震診断等で忙しいことが原因ではと考えています。
◇ まとめて発注できなかったのですか。	◆ 分団詰所の改築工事であり件数が少ないことから難しかった。
◇ 面積はいくらですか。何階建てですか。	◆ 129.8㎡、2階建てです。
◇ なぜ構造設計が必要になったのですか。	◆ 旧の建物が耐震基準を満たさないため取り壊し、新しく建て替えることになったためです。
◇ 新しく建てるのであれば新築ではないのですか。	◆ 構造及び用途が同じ場合は、規模が2割を超えなければ改築ということになっています。
◇ 1階に消防の車両が入っているのですか、その場合は国から予算は出るのですか。	◆ そういう場合もありますが、今回は交付金を使用しました。
◇ 構造設計だけの委託なのですか、設計は市がするのですか。	◆ 今回は構造だけを委託して、本体と設備の設計は内部で行いました。
◇ 分けなくてもいいのではないのですか。	◆ 業者がそれぞれ違うため、基本的に構造、設備、一般建築に分けて発注しています。分けられない場合は額の大きい所に発注しています。

審議 6 <随意契約>徳島市立図書館等移転拡充事業設計業務

(社会教育課)

<p>◇ アミコビル6階には何があったのですか。</p> <p>◇ 宴会場を改装するのがそんなに難しいことなのか。</p> <p>◇ 現在の図書館の図書の重量は計算しているのですか。冊数でいうといくらですか。</p> <p>◇ 全て開架式にするのですか。</p> <p>◇ 工事は完了したのですか。</p>	<p>◆ ホテルの宴会場です。</p> <p>◆ 荷重の問題があります。また6階はホテルとは繋がっていますがシビックセンターとは繋がっていないため床に穴をあけ階段を設置する必要があるのですが、このビルは特殊な工法で建てられていることから、床に穴を開けた場合の強度計算等をする必要がありました。</p> <p>◆ 計算はしていません。蔵書数は約30万冊です。</p> <p>◆ 一部閉架式もあります。</p> <p>◆ これは設計業務であり、工事は6月に発注予定です。</p>
---	---

審議 7 <随意契約>自家用高圧架空線敷設替工事

(水道局)

<p>◇ 敷設替が必要となった理由は老朽化ですか。</p> <p>◇ (株)四電工しか工事がさせてもらえなかったということですか。</p> <p>◇ その場合の金額の積算はどういうふうにしていたのですか。</p>	<p>◆ はい。そうです。現線路が昭和49年に全線路を敷設したのですが、その部分部分で四国電力柱からNTT柱に共架してるのですが、その部分的には敷設替えたことがあります。電柱の移設に伴っての工事っていうのはあるのですが、今回の全線っていうのは初めてです。それでやはり年1回、高圧送電線の自家用ですので点検しなければいけないということで点検を行ったときに接地抵抗不良といいます、ちょっと落ちていましてやはり障害が起こって他に迷惑がかかってもいけないということで、VOっていうのですが、零相電圧が過去最近に、一度か二度起こっていまして計画いたしました。</p> <p>◆ そのとおりです。四国電力の電柱の一番上に第十浄水場から西覚円の取水場に2キロまで離れているんですけど、取水ポンプがありまして、そこへの供給をしています。ですからそちらには、他の四国電力、違う変電所からも2回線もっているのですけれども、取水場と第十浄水場は一体化していますし、自然勾配といいますか、取水場のポンプアップした原水をそのまま自然流下方式で第十浄水場まで水が流れるようにしていますので、どうしても、制御も全て含めまして高圧線路の下にも光ケーブルも敷設していますし、その経路は高圧線と光ケーブルの制御線を水道局単独で共架させているものです。</p> <p>◆ 基本的には、見積もりを(株)四電工から頂いたりしたんですけど、やはりこちらの方の見積もりもとれるといえますか、条件的に建設物価とかそういうふうなのでしております。歩掛けについてもできる限りそういうふうな設計に乗っ取ったようにしております。そのうえどうしても四国電力の停電を伴いますので、その区間の、それに対する負担金というのは完全なる見積もりという形です。四国電力に支払わなければならないという金額も出てましたので、その金額も合わせて(質問を挟む)</p>
--	---

◇ それは(株)四電工を通して払うのですか。	◆ そうです。それも含めまして全て、協議といいますか、停電のお知らせとかそういうな負担金もさせていただきました。全てを含んで見積もりをもらった中でしております。ただ、金額が違うのは、こちらの積算基準で出面といいますか、ガードマンとかの人数を積算したうえでしておりますので、どうしても見積もりよりかは下がっております。
◇ 契約保証金の免除は損保会社か何かですか。	◆ これは、公共工事履行保証証券というものでして、履行ボンドと言われているものです。

審議 8 <指名競争入札>佐古配水場薬品注入設備設置工事実施設計業務
(水道局)

◇ 徳島市の次亜塩は輸入した岩塩か何か使っているのですか。	◆ 市販のポリ容器に入った物を買っています。
◇ それは岩塩ですか、それを溶かして・・・。	◆ いや・・・。
◇ 岩塩ではないんですか。	◆ 次亜塩素酸ソーダをそのまま水溶液として、12%濃度の分を買っております。
◇ 昔からそういうふうに使っていたのですか。	◆ 元々は、液体塩素があったのですが、それを気化させてそのまま注入してました。それでは危ないですし塩素ガスということなので、それで水溶液12%の濃度の次亜塩素酸ソーダを購入して注入するという方針に替えまして第十浄水場もそうなんですけど、こども50キロの液塩を気化させてということだったり、無人化する為に設置しなかったのが、今回こういう形をとらせていただきました。
◇ 設計業務の履行確認の日っていうのは成果物を引き渡しを受けた日っていうことでもいいのですか。	◆ 図面とか設計書まで出来上がった時点が確認という日です。
◇ 県内に指名・・・これは県外ですよ。県内に指名出来る業者はいないのですか。	◆ 今回の場合は薬注設備でありますし、今の基準に乗っ取ったものでなければならぬという事なので、相当な建築もそうですし、土木の次亜塩を入れて攪拌すとか機械類からも提案してもらわなければ駄目で、次亜塩素酸を原水に混ぜますとそのまま混ざらないでいってしまう可能性もありますし、12%濃度が。そういうふうなもの限られた既存の中であるという技術力もいるという全て、それから、電気の方の設備、全て網羅しますと、やはり市内の業者さんよりも実績のあるいろんなどこをやっている今の状態にあった薬注設備の状態を把握している水道施設を設計している業者さんということでやはり色々な提案が出来ると思いますので、そちらの方の技術力を採用いたしました。
◇ 予定価格で出しているところはあまり取る気がないのでしょうか。違うのでしょうか。	◆ 2社が予定価格ということですよ。よく分かりませんが、100%でしたらしますということでしょうか。取る気が無かったら、最初から辞退されてると思います。
◇ 委任状というのがありますよね。これは、どういうシステムですか。	◆ 委任者がいよいよこの方が入札に来るのですが、受任者っていうのは単なる入札に来る人、この入札の権限を委任しますということで、委任される方が入札に来ないということで、例えば、徳島に営業所とかあればそこの社員さんが来るし、(質問を挟む)

◇ 社員さんなんですか。	◆ 社員さんであるかはその確認はしていませんが、社員さんであろうかと思えます。いつも名刺とかもって来ている方が来ているので。
◇ 社長とか所長とか支店長が直に来るのではなくて他の方が来ますというような意味合いですね。	◆ そうです。大手さんなんかは大体このような形ですね。他にも沢山の入札などありますから営業の方が行ってるとおもいます。
◇ 他の業者とかではないのですか。	◆ ないです。

審議 9 <指名競争入札>徳島環状線川内工区(8)配水管布設替工事
(水道局)

◇ Cランクの業者を1社だけってのはどのように選ばれたのですか。	◆ 今回の工事はBランクの業者っていうのが、メインになりまして、半径500m以内の上下1ランクが地域的考慮する事になっており、今回はCランクの業者が範囲内にあったということです。
◇ 1社しかなかったという事ですね。	◆ そうです。500m以内が1社だったという事です。
◇ 昔は現場近くの業者が仕事を取る傾向が高かったような気がするのですが、最近はその傾向は見当たりませんか。特に一般的な話ですけど。	◆ 特にはないようですね。
◇ 減額してますよね。どういう変更だったのですか。	◆ 関連の部分で舗装工事を当初見込んでいましたが、県の方でかけるような工事になりましたので、主に舗装分が減額になりました。現場が大松のT字路だった交差点のところで、この度、開通した部分の歩道部分に入れるような工事だったんですが、既設の道路も交差しておりまして、水道先行工事した場合、こういう部分を掘った場合は、自前で舗装をしないといけない場合もありますが、先にそういうところを見込んで、後は県が上物をかけてきたり、現場が色々な出会い帳場の都合で、県の方がかけた方が得策とされるケースもありまして、たぶんそういったケースではないかと思われます。
◇ この頃の消火栓って上につける消火栓なのですか。	◆ 全て地下式の消火栓となっております。
◇ そうなのは全て無償になるのですか。市の方からとか。	◆ 消火栓は支給材料となっております。
◇ 後の配水管とかは業者が調達するのですか。	◆ 150mm以上は支給材料です。

審議 10 <一般競争入札>徳島市老朽管更新事業設計業務(3)
(水道局)

◇ 工期が長いのは難しい仕事だったのですか。	◆ この設計の対象が国庫補助事業に伴う工事でありまして、国庫補助事業の工程としましてまずは概容要望をしまして、交付決定が出まして、内示決定の通知が来まして、それから工事を発注と同時に補助金の申請書をあげまして、工事が終わった時点で精算をしましてまた、実績報告書を作成しまして、実績報告後に交付金を頂くという事で、工事終わってからもなお、業務が含まれてるということで長期にわたっております。通常、設計業務であれば、設計発注が主となるのですが、これは国庫補助事業の申請等の資料作成業務も入っており、工事が終わってからも資料作成が入っております。
------------------------	--

- ◇ その分も価格は高くなるのですか。国庫補助の請求を
してもらおうということ。
- ◇ 参加資格を満たさないということで、1社落ちてい
ますが、確認はどうしているのですか。
- ◇ 常時居ませんと答えたんですね。
- ◇ 参加資格にも技術者を常駐させている事を書いていま
すよね。それでも出してくるのですか。
- ◇ 資料のP10でくじと書いてあるがくじ引きに備えて
ということですか。
- ◇ 今回はそれが必要無かったのですね。
- ◇ 老朽管というのは石綿管とはまた別ですか。
- ◇ それは、市内には多く残っているのですか。
- ◇ はい。そうです。例えば、南海地震に耐えれないよう
な管ですね。
- ◇ 今はもっと減っているのですね。
- ◇ 石綿管はないのですか。
- ◆ そうですね。申請はその資料をもって我々が行うの
ですが、通常的设计に足した作業ですので委託料には
反映してきます。
- ◆ ちょうどその時に営業の方が来局していたので、直
接尋ねました。
- ◆ はいそうです。結局は、この国庫補助申請の実績報
告の窓口は県になります、工事竣工から報告までの
日数も短く、訂正も急を要して直ぐに動くことが出来
ないと申請に色々と問題が出てきて、その辺りは
業者さんはよく知ってまして、そういうのに対応出
来ないと協議をしなくて、実務が間に合わなくなる事
が分かっていますので、1社の方も納得してくれたと
思います。
- ◆ そうですね。書いていましたが1社の方は出してきた
かたちですね。明示はしていたのですが、この業者
さんは技術者でない人、営業の方が居ること
でして、よく読んでいなかったと思います。営業の人
は駄目という事です。結局のところ、実働部隊が居
てくれないと何かと事業の進行に支障が生じてしま
います。
- ◆ そうです。最低が2人以上居た場合にこの日に来局
していただいて、くじ引きで決定させるということ
です。
- ◆ はい。そうです。
- ◆ 今回の対象としておりますのは、古い鑄鉄管であり
まして、今使っているのはそれを改良して強靱な強度
を持っているダクタイル鑄鉄管というのですが、今
回の老朽管対象は昔の鑄物の鑄鉄管というものです。
- ◆ 老朽した管ですね。
- ◆ この国庫補助の基準とは異なるのですが、水道局で
は経年管と称しまして、耐用年数を過ぎたような管を
集計しております。その中で、水道管の総延長の約1
割くらいがそういう管路がありますが、これは平成2
1年度末の値ですが。
- ◆ 1年経てばその次の管が古くなるという、常に入れ
替えていかないと食い込まれていき、その割合が多
くなるという事で、地震が来た時に被害が多くなる
という形なので、手を休めずに替えていかないとい
けません。参考にいたしますと、20年度で古い管の1
割を入れ替える作業が出来ました。経年管が10%あ
るのですが、経年管のまたその1割を、全体でみたら
1%ですね。入れた途端に古くなるので、材料は最近
の物はいいのですが、時間が経っていきますので、水
道施設がある限り続けていかないといけない作業で
す。出来るだけ2%に近づけるように努力しないと、
老朽管の比率が増えてくるのです。
- ◆ 石綿管は、事業として終わっておりますが、多少は
ありますが問題になるようなことはないです。

- | | |
|---|---|
| ◇ 今回の設計業務難しいかどうかは分かりませんが、参加業者が非常に少ないような気がするのですがこのようなものなのですか。 | ◆ 一般競争入札で告示もしましてホームページ等も出したのですが。 |
| ◇ 出来る企業はもっとあったのではないのでしょうか。 | ◆ 一般に公募しておりますのでそこは何も分かりません。 |
| ◇ 市として大まかな業者数は分かっていたのではないかと思うのですが。このようなものなのではないのでしょうか。 | ◆ そうですね、もう少し来てくれても良いとは思いますが、このようなものだと思います。 |
| ◇ 特殊な業務ですか。 | ◆ 水道管路を設計するという業務です。ただ、その設計のノウハウ以上に国庫補助の色々な約束事を知っていると、経験があるとかいうのが大きいと思います。 |
| ◇ 補助事業に経験が必要なんですよ。 | ◆ システムを知らないと、それを聞きながら水道局に教えて貰いながらという水道局としても業務に差し支えてしまうということからこのようなメンバーで良かったと思います。 |
| ◇ 新しい県内の業者とかが、そういうノウハウを身につけようとするには何かの機会がなければ永久に手が出せないと思うのですが。 | ◆ 出来ればどこかで別の業者がとった仕事の下請けに入るとか、教えて貰うとか、水道局で教えてもらうとかなれば大変な事になりますから、そこで下請けに入って頂いて勉強して頂いて、そういう事も一応経験という事で我々もいたいと思っています。補助の色々な要件がよく変更したりして、そういう事をよく勉強してくれてないと困りますので。 |
| ◇ そういうのも審査には何かの形で入ってくるのですか。知識を持っているかというのも入るのでしょうか。 | ◆ それを含めまして、12年度以降、ここ10年で徳島市に限ってではなくて他の市町村も多く出していますので、12年度以降にそういう仕事をした経験がある業者というような条件です。市町村とかも多く出していますので。 |
| ◇ この老朽管を更新する事業は管の太さとか関係なしに全体が国庫補助事業で採択されるのですか。 | ◆ そうですね、布設してからの経過年数で。 |
| ◇ 設計業務は補助が出ないのですか。 | ◆ 設計業務も補助は出るのですが、最初に概容要望して、4月頃に内示の通知があるのですが、それを受けてから設計を始めて、その後、工事を発注し、実績報告して、交付を頂くという流れになってくると1年で余裕が無くなり、そういう部分を含みまして工期を見て頂いたら分かると思いますが、前年度に発注させて頂いています。当該年度に発注をしていませんので、補助にはあげる事が出来ないという事です。補助を頂きたいのですが、そうする事によって全体の流れが順調にいかなくなりますので、やむを得ないと思っております。 |
| ◇ 最低制限価格についてですが、徳島市と同じようにしているのですか。最低制限価格の計算の仕方とか。 | ◆ 徳島市に準じるようにしております。 |

指名停止等の運用状況について	
	<p>1 対象期間(22.10.1～23.3.31)の指名停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 9業者に対し、指名停止措置を行った。(土木政策課) ◆ 8業者に対し、指名停止措置を行った。(水道局)
◇ 1業者違うのはなぜですか。	◆ 1社は水道局には指名願が出ていない業者であった。
◇ 1社の代表者が市と水道局で違うのはなぜですか。	◆ 指名停止時と、この一覧表を打ち出した時点の違いによるものです。
◇ 1社は毛色の違う理由ですが、何に該当しますか。	◆ 指名停止等措置要綱別表の10不正又は不誠実な行為の(2)代表取締役等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合に該当したことによります。